

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県理容師法施行細則及び高知県美容師法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○県統計調査の実施 (統計課)	10
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	11
○保安林の解除予定の通知 (2件) (治山林道課)	11
○保安林の解除の予定 (")	11
○道路の区域変更 (道路課)	11
○道路の供用開始 (2件) (")	12
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	12
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (2件) (")	12
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	13
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	13
○政治団体異動の届出	13
○政治団体解散の届出	14
○資金管理団体異動の届出	14
入札公告	
○一般競争入札 (和食ダム本体建設工事) の公告 (建設管理課)	14

規 則

高知県理容師法施行細則及び高知県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第33号

高知県理容師法施行細則及び高知県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(高知県理容師法施行細則の一部改正)
第1条 高知県理容師法施行細則 (平成5年高知県規則第5号)の一部を次のように改正する。
 別記第1号様式を次のように改める。

別記
第1号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
住所
（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
氏名 [㊞]
（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

理容所開設届

次のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

理容所	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	開設予定年月日	年 月 日		
	構造及び施設の概要	別添のとおり		
管理理容師	住所	氏名	生年月日	
			年 月 日	
	登録番号	登録年月日		
	第 号	年 月 日		
	資格認定講習会修了番号	資格認定講習会修了年月日	資格認定講習会受講都道府県名	
	第 号	年 月 日		
理容師	氏名	生年月日	登録番号	登録年月日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
理容師でない従業者	氏名	氏名	氏名	
理容師に、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その理容師の氏名及び疾病名				

（裏面）

- 注 1 「管理理容師」欄に記入した理容師については、「理容師」欄への記入は不要です。
- 2 「資格認定講習会」とは、理容師法第11条の4第2項の厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会をいいます。
- 3 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 開設者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - (2) 開設者が外国人の場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し
 - (3) 理容所の構造及び設備の概要を明らかにした平面図並びに所在地を明らかにした見取図
 - (4) 理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所を開設する場合は、管理理容師が理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事し、かつ、資格認定講習会を修了したことを証する書類（管理理容師資格認定講習会の修了証書の原本等）
 - (5) 理容師免許証の原本
 - (6) 理容師全員に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

別記第2号様式中
「保健所理容第 号」
を
「 第 号」
に改める。

別記第3号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

郵便番号

住所

（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名

Ⓔ

（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

理容所確認証再交付申請書

次のとおり理容所確認証の再交付を受けたいので、高知県理容師法施行細則第3条第1項の規定に基づき申請します。

理容所の所在地			
理容所の名称			
理容所確認証番号	第 号	理容所確認証 交付年月日	年 月 日
申請理由	破損 ・ 汚損 ・ 紛失		

添付書類

理容所確認証を破り、又は汚したときは、その理容所確認証

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
住所
（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
氏名 ㊟
（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

理容所開設届出事項変更届

次のとおり理容所開設届の届出事項に変更が生じたので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

理容所の所在地			
理容所の名称			
理容所確認証番号	第 号	理容所確認証 交付年月日	年 月 日
変更事項	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		

添付書類

- 1 理容所の構造又は設備に係る事項を変更した場合は、変更のあった部分を朱書で示した理容所の構造及び設備の概要を明らかにした平面図
- 2 管理理容師を設置し、又は変更した場合は、その管理理容師が理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事し、かつ、資格認定講習会（理容師法第11条の4第2項の厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会をいいます。）を修了したことを証する書類（管理理容師資格認定講習会の修了証書の原本等）
- 3 理容師の新たな使用に係るものである場合は、その理容師に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書及び理容師免許証の原本
- 4 理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する事項の変更である場合は、その理容師に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
住所
（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
氏名 ㊟
（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

理容所廃止届

次のとおり理容所を廃止しましたので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

理容所の所在地			
理容所の名称			
理容所確認証番号	第 号	理容所確認証 交付年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日		

別記第6号様式中
「保健所理容第 号」
を
「 第 号」
に改める。
別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式(第5条関係)

年 月 日

保健所長 様

郵便番号

住所

氏名

㊞

生年月日

年 月 日

電話番号

出張理容承認申請書

次のとおり出張理容を実施したいので、高知県理容師法施行条例第6条第2項の規定により申請します。

本籍(都道府県名)	都・道・府・県
理容師登録番号	第 号
出張理容期間	
出張理容回数	
出張理容場所	
出張理容対象人員	
申請理由	

添付書類

理容師免許証の写し

別記第12号様式中
「保健所理容第 号」
を
「 第 号」
に改める。

(高知県美容師法施行細則の一部改正)

第2条 高知県美容師法施行細則(平成5年高知県規則第6号)
の一部を次のように改正する。
別記第1号様式を次のように改める。

**別記
第1号様式** (第5条関係)

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
住所
(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

美容所開設届

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

美容所	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	開設予定年月日	年 月 日		
	構造及び施設の概要	別添のとおり		
管理美容師	住所	氏名	生年月日	
			年 月 日	
	登録番号	登録年月日		
	第 号	年 月 日		
	資格認定講習会修了番号	資格認定講習会修了年月日	資格認定講習会受講都道府県名	
	第 号	年 月 日		
美容師	氏名	生年月日	登録番号	登録年月日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
美容師でない従業者	氏名	氏名	氏名	
美容師に、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その美容師の氏名及び疾病名				

（裏面）

- 注 1 「管理美容師」欄に記入した美容師については、「美容師」欄への記入は不要です。
- 2 「資格認定講習会」とは、美容師法第12条の3第2項の厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会をいいます。
- 3 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 開設者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - (2) 開設者が外国人の場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し
 - (3) 美容所の構造及び設備の概要を明らかにした平面図並びに所在地を明らかにした見取図
 - (4) 美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所を開設する場合は、管理美容師が美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事し、かつ、資格認定講習会を修了したことを証する書類（管理美容師資格認定講習会の修了証書の原本等）
 - (5) 美容師免許証の原本
 - (6) 美容師全員に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

別記第2号様式中

「保健所美容第 号」

を

「 第 号」

に改める。

別記第3号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
住所
（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
氏名 ㊟
（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

美容所確認証再交付申請書

次のとおり美容所確認証の再交付を受けたいので、高知県美容師法施行細則第3条第1項の規定に基づき申請します。

美容所の所在地			
美容所の名称			
美容所確認証番号	第 号	美容所確認証 交付年月日	年 月 日
申請理由	破損 ・ 汚損 ・ 紛失		

添付書類

美容所確認証を破り、又は汚したときは、その美容所確認証

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
住所
（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
氏名 ㊟
（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

美容所開設届出事項変更届

次のとおり美容所開設届の届出事項に変更が生じたので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

美容所の所在地			
美容所の名称			
美容所確認証番号	第 号	美容所確認証 交付年月日	年 月 日
変更事項	変更前		変更後
変更年月日	年 月 日		

添付書類

- 美容所の構造又は設備に係る事項を変更した場合は、変更のあった部分を朱書で示した美容所の構造及び設備の概要を明らかにした平面図
- 管理美容師を設置し、又は変更した場合は、その管理美容師が美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事し、かつ、資格認定講習会（美容師法第12条の3第2項の厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会をいいます。）を修了したことを証する書類（管理美容師資格認定講習会の修了証書の原本等）
- 美容師の新たな使用に係るものである場合は、その美容師に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書及び美容師免許証の原本
- 美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する事項の変更である場合は、その美容師に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

郵便番号

住所

（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名 [㊟]

（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

美容所廃止届

次のとおり美容所を廃止しましたので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

美容所の所在地			
美容所の名称			
美容所確認証番号	第 号	美容所確認証 交付年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日		

別記第6号様式中
「保健所美容第 号」

を
「 第 号」
に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

郵便番号

住所

氏名



生年月日

年 月 日

電話番号

出張美容承認申請書

次のとおり出張美容を実施したいので、高知県美容師法施行条例第6条第2項の規定により申請します。

本籍（都道府県名）	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県
美容師登録番号	第 号
出張美容期間	
出張美容回数	
出張美容場所	
出張美容対象人員	
申請理由	

添付書類

美容師免許証の写し

別記第12号様式中
「保健所美容第 号」
を
「 第 号」
に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（高知県理容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 第1条の規定による改正前の高知県理容師法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県理容師法施行細則（以下この項において「新規則」という。）の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。ただし、添付書類については、新規則の規定によるものとする。
（高知県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 第2条の規定による改正前の高知県美容師法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県美容師法施行細則（以下この項において「新規則」という。）の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。ただし、添付書類については、新規則の規定によるものとする。

告 示

高知県告示第378号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成25年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
事業者防災対策アンケート調査
- 調査の目的
南海地震対策行動計画において、平成26年度末に従業員数50名以上の企業の事業継続計画（BCP）の策定率を50パーセント以上とする目標を掲げており、この調査により、現在の事業者の防災対策及び事業継続計画（BCP）の策定についての状況を確認し、進捗状況の確認及び今後の計画の推進のための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
高知県全域
 - 単位
事業所
 - 属性
従業員数50名以上の全ての事業者及び従業員数30名以上49名以下の一部の事業者（公的な事業者を除く。）

<p>4 報告を求める事項及びその基準となる期日</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 事業者の概要</p> <p>(ア) 事業所の名称</p> <p>(イ) 業種</p> <p>(ウ) 従業員数</p> <p>イ 南海地震への防災・事業継続に関する項目</p> <p>(ア) 被災時の人的対応体制</p> <p>(イ) 緊急連絡網の整備状況</p> <p>(ウ) 被災時の優先業務の選定</p> <p>(エ) 建物、設備等への地震対策の状況</p> <p>(オ) 備蓄の有無</p> <p>ウ 南海地震を対象とする事業継続計画（BCP）の策定状況</p> <p>(2) その基準となる期日</p> <p>平成25年7月1日</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p>1,000事業所</p> <p>(2) 選定方法</p> <p>平成21年経済センサス基礎調査の名簿に基づき、従業員数50名以上の事業所については全ての事業所を、従業員数30名以上49名以下の事業所については業種ごとの割合が事業所全体の業種ごとの割合と同一になるように有意抽出し、従業員数50名以上の事業所及び従業員数30名以上49名以下の事業所の合計が1,000事業所となるよう、支社、支店等の拠点ごとに事業所を選定する。</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>県が民間事業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>平成25年7月1日から同年9月30日まで</p> <p>高知県告示第379号</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>平成25年5月31日</p>	<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出の概要</p> <p>(1) 届出者の名称</p> <p>株式会社コジマ 代表取締役 寺崎 悦男</p> <p>(2) 届出者の住所</p> <p>栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>コジマNEW高知インター店</p> <p>高知市薊野西町三丁目1369-1ほか</p> <p>(4) 変更しようとする事項</p> <p>ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計</p> <p>(変更前) 2,740平方メートル</p> <p>(変更後) 3,239平方メートル</p> <p>イ 駐車場の自動車の収容台数</p> <p>(変更前) 123台</p> <p>(変更後) 130台</p> <p>ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>(変更前) 午前10時から午後10時まで</p> <p>(変更後) 午前9時から午後10時まで</p> <p>エ 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで</p> <p>(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで</p> <p>オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>(変更前) 午前8時から午後10時まで</p> <p>(変更後) 午前8時から午後9時まで</p> <p>(5) 変更年月日</p> <p>平成25年12月31日</p> <p>(6) 変更する理由</p> <p>小売業者の入替えに伴い、店舗面積、営業時間等の変更が必要となったため</p> <p>2 届出年月日</p> <p>平成25年4月30日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所</p> <p>高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第380号</p> <p>農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定</p>	<p>により告示する。</p> <p>平成25年5月31日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所</p> <p>宿毛市和田字長畑山3917の4、3917の5、字音ヶ谷山3935の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的</p> <p>土砂の流出の防備</p> <p>3 解除の理由</p> <p>道路用地とするため</p> <p>（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第381号</p> <p>農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成25年5月31日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所</p> <p>吾川郡仁淀川町泉字トリガタ915の1・915の2・915の3・1024の1・1024の12（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、1024の14、別枝字日比原2770の2・2770の25・2771の51（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的</p> <p>水源の涵養</p> <p>3 解除の理由</p> <p>道路用地とするため</p> <p>（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第382号</p> <p>次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。</p> <p>平成25年5月31日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所</p> <p>吾川郡仁淀川町別枝字日比原2770の2・2770の25（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的</p> <p>公衆の保健</p> <p>3 解除の理由</p> <p>道路用地とするため</p> <p>（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第383号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、</p>
---	---	---

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年5月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本川大杉
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村船戸字 大東219番1から 土佐郡大川村船戸字 天狗滝403番1まで	前	28.2 }	227
	後	50.2 }	227
		45.8 }	227
		70.7 }	

高知県告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年5月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山梶谷字三軒屋 68番1地先から 高知市土佐山梶谷字三軒屋 67番1まで	12	平成25年5月31日

高知県告示第385号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年5月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田村高須
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市伊達野字野地71番から 南国市伊達野字野地79番まで	17	平成25年5月31日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年5月17日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
平成25年5月17日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成25年5月17日	特定非営利活動法人介護予防フットケアサポートねっと	真屋 さおり	高知市南はりまや町一丁目17番18号	この法人は、高齢者福祉の向上及び子どもの身体能力教育向上のために、子ども、高齢者、要介護者等を対象とする多角度からの介護予防アプローチを行うことにより、介護予防の推進や、医療費の軽減に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年5月21日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。  
平成25年5月21日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

| 申請の<br>あった<br>年月日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人        |            |                    |                                                                             |
|-------------------|-------------------------|------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|                   | 名称                      | 代表者の<br>氏名 | 主たる<br>事務所の<br>所在地 | 定款に記載された目的                                                                  |
| 平成25年5月21日        | 特定非営利活動法人春野町高齢者福祉をすすめる会 | 下村 亮二      | 高知市春野町西畑2680番地     | この法人は、高齢者、要介護者等に対して、生きがい活動、介護予防啓蒙活動、生活支援活動に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。 |

~~~~~  
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年5月21日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
平成25年5月21日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的

平成25年5月21日	特定非営利活動法人ワークスマらい高知	竹村 利道	高知市梅ノ辻9番9号	この法人は、障害者を雇用しようとする、または雇用している企業に対して、障害者雇用のための支援事業を行うほか、社会環境作りのための政策提言や必要に応じた協働事業、更には就労を希望する障害者および支援する関係者の人材育成にも取り組むことにより、企業の社会貢献と障害者の社会的自立を一層進展させ、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
------------	--------------------	-------	------------	---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南国市廿枝土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	二宮 修	南国市廿枝 1618-1
〃	門田 理博	〃 〃 1279
〃	中沢 節男	〃 〃 391-2
〃	高橋 伸明	〃 〃 320-1
〃	門田 英夫	〃 〃 1271
〃	吉川 靖男	〃 下末松 261
監事	島田 常郎	〃 廿枝 884
〃	二宮 邦彦	〃 〃 1629
〃	高芝 和明	〃 〃 352-5
(就任)		
理事	二宮 修	南国市廿枝 1618-1
〃	門田 理博	〃 〃 1279
〃	中沢 節男	〃 〃 391-2
〃	高橋 伸明	〃 〃 320-1
〃	門田 英夫	〃 〃 1271
〃	吉川 靖男	〃 下末松 261
監事	島田 常郎	〃 廿枝 884
〃	二宮 邦彦	〃 〃 1629

〃 高芝 和明 〃 〃 352-5

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成25年5月31日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
横山幾夫後援会	今本 孝資	清岡 光一郎	安芸市港町二丁目6番19号	平25・4・2
尾崎敏明後援会	森本 長利	尾崎 発美	吾川郡いの町神谷448	平25・4・2
酒井石後援会	酒井 石	酒井 つるみ	四万十市具同7510-58	平25・4・4
岡田りょうへい後援会	長谷川 一平	岡田 博子	吾川郡いの町1759	平25・4・9
なかよしの党高知県支局	鍋島 史	伊東 明己	高知市高須本町2-35	平25・4・10
山崎司後援会	山崎 司	山崎 加代美	四万十市岩田375番地36	平25・4・18
西元かずよ後援会	大崎 輝男	竹村 明男	高岡郡津野町姫野々392-18	平25・4・24

土佐清水市を元気にする会	酒井 紳三	池田 等	土佐清水市幸町4-1	平25・4・30
--------------	-------	------	------------	----------

高知県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成25年5月31日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党南国市支部	異動なし	野村 新作	異動なし	平25・4・15
異動後			西本 良平		
異動前	自由民主党香美市土佐山田支部	依光 隆夫	異動なし	異動なし	平25・4・15
異動後		依光 晃一郎			
異動前	自由民主党高知県支部連合会	異動なし	結城 健輔	異動なし	平25・4・22
異動後			中西 哲		
異動前	自由民主党高知市高須支部	澤本 忠章	異動なし	高知市高須三丁目10-33	平25・4・22
異動後		澤本 幸茂		高知市高須砂地275	
異動前	自由民主党梶原町支部	中越 計清	異動なし	高岡郡梶原町飯母2889-3	平25・4・30

異動後		矢野 富夫		高岡郡榑原町下西の川55-3	
-----	--	-------	--	----------------	--

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	岡崎としひさ後援会	異動なし	異動なし	宿毛市宿毛1688番地	平25・4・1
異動後				宿毛市駅東町四丁目709番地	
異動前	窪内秀幸後援会	異動なし	田岡 征郎	異動なし	平25・4・1
異動後			窪内 秀幸		
異動前	日本薬業政治連盟高知県支部	田口 忠行	中澤 栄一郎	高知市棧橋通五丁目1番57号	平25・4・3
異動後			岩崎 博己		
異動前	田中こうじ後援会	異動なし	異動なし	高岡郡中土佐町久礼6079番地2	平25・4・16
異動後				高知市本町五丁目1-12	

異動前	井上正臣後援会	岡田 正男	異動なし	異動なし	平25・4・19
異動後		鎌倉 八重			
異動前	今井博幸後援会	異動なし	異動なし	異動なし	平25・4・30
異動後					

高知県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。
平成25年5月31日
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
三幸会	四万十市中村愛宕町17	宮崎 等	解散	平25・4・2
松岡とおるを支える高知の会	高知市朝倉己771-9	森田 益子	解散	平25・4・2

高知県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。
平成25年5月31日
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動	田中 孝	異動なし	田中こう	高岡郡中	平25・4・

前	児し	じ後援会	土佐町久礼6079番地2	16
異動後			高知市本町五丁目1-12	

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。
平成25年5月31日
高知県知事 尾崎 正直

- 入札に付する事項
 - 業務の名称及び数量
和食ダム本体建設工事 一式
 - 業務の特質等
入札説明書による。
 - 完成期限
平成29年2月28日
 - 施行場所
安芸郡芸西村西谷
 - 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札参加資格
次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後、知事が別に定める手続に基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の

<p>申立てを行った者 イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者 ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定調停等の調整に係る調停の申立てを行った者 エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者 (3) この入札公告の日から開札の日までの間に、高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年8月高知県告示第598号)又は指名回避措置基準要領(平成17年8月25日付け17高建管第223号高知県土木部長通知)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県土木部建設管理課 電話番号088-823-9813 ファクシミリ番号088-823-9263</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成25年5月31日(金)午前9時から同年6月24日(月)午後5時までの間に高知県入札情報システム(http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/)又は高知県建設管理課ホームページ(http://www.pref.kochi.lg.jp/life/list.php?ctg01_id=55)でダウンロードにより交付する。 なお、希望者には、設計図書等を収録したCD-ROMを貸与するので、入札説明書に示した手続により申し込むこと。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時、方法等 ア 入札 (ア) 高知県電子入札システムによる入札 平成25年7月17日(水)から同月24日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の間の高知県電子入札システムの稼働時間(午前9時から午後8時まで)中に同システムより行うこと。 (イ) 紙入札による入札 持参又は郵便等によるものとし、平成25年7月24日午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 開札 平成25年7月29日(月)午前10時から(1)の交付場所に</p>	<p>において高知県電子入札システムにより行う。</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条、第10条及び第39条から第41条までの規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25年6月24日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。 なお、紙入札による参加を希望する場合は、紙入札による参加届出書を同日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 この入札は、予定価格(事後公表とする。)の制限の範囲内で、有効な入札を行った入札者を対象者として、低入札価格調査制度を適用するとともに、入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札決定を行う施工体制確認型総合評価方式(技術提案型)により落札者を決定する。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 入札説明書による。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Subject matter of contract: Construction work of the Wajiki Dam (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 5:00 P.M. on Monday 24 June 2013 (3) Date and time for bidding (by electronic bidding): From Wednesday 17 July 2013 to Wednesday 24</p>	<p>July 2013 (9:00 A.M. to 8:00 P.M.; while the system is on) (4) Date and time for bidding (by hand or mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 24 July 2013 (5) Contact: Construction Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9813 Fax: 088-823-9263</p>
--	--	---